

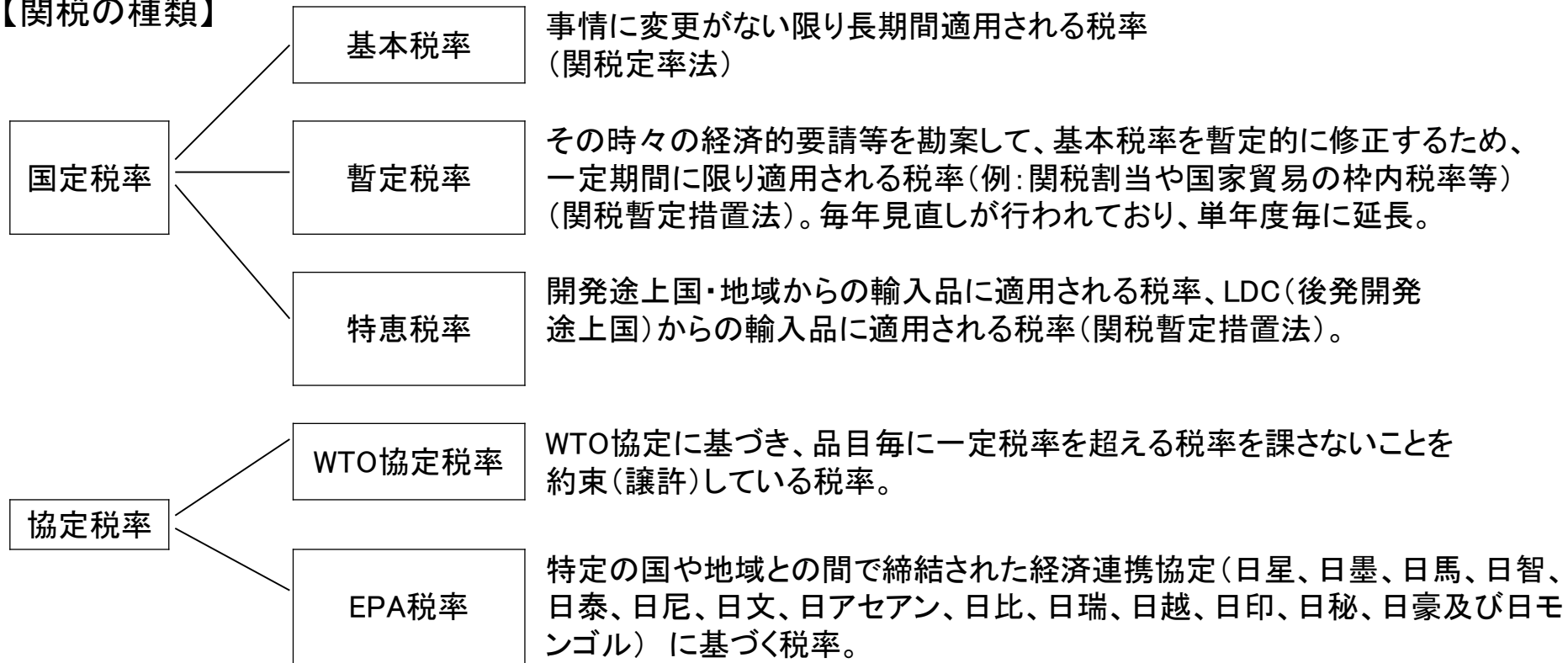
我が国の農林水産物の 関税制度について

平成31年4月
農林水産省大臣官房国際部
国際経済課

関税率の種類について

関税とは「輸入品に課せられる税」のことで、我が国の関税には国定税率（基本税率、暫定税率、特惠税率）及び協定税率（WTO協定税率、EPA税率）がある。

【関税の種類】



【税率適用の優先関係】

①国定税率（特惠税率を除く。以下同じ。）の中では、暫定税率が基本税率に優先。

②国定税率が協定税率以下の場合は、国定税率を適用。

③協定税率が国定税率より低い場合は、協定税率を適用。

※特惠税率又はEPA税率は、原則として上記①～③により決められる税率より低く、原産地証明書の提出等の要件を満たす場合に適用される。

関税関係法規について

我が国の関税関係法規としては、関税法(関税行政の基本)、関税定率法(我が国の基本となる具体的な関税制度を規定)及び関税暫定措置法(関税定率法及び関税法の特別法)がある。

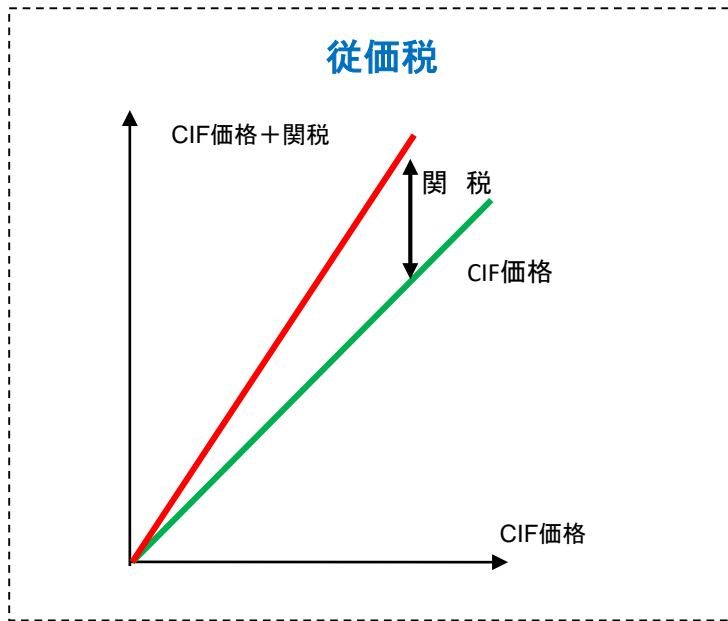
【関税3法】

関税法	関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続きの適正な処理を図るため必要な事項(通関手続、保税手続、犯則調査手続、罰則等)を規定。
関税定率法	関税率・課税価格の決定方法、関税の減免戻税制度、便益関税、特殊関税制度(報復関税、相殺関税、不当廉売関税、緊急関税)等を規定。
関税暫定措置法	国民経済の健全な発展に資するため、産業、経済事情等の変動等を勘案して、関税定率法及び関税法の暫定的特例(基本税率とは異なる関税率、関税割当制度、農産物の特別緊急関税、緊急関税措置、特惠関税制度等)等を規定。

関税の形態について

関税の形態は輸入品の価格に応じて課される**従価税**、輸入品の数量等に応じて課される**従量税**の他にこの2つを組み合わせた**複合税**や**選択税**、輸入される時期に応じて適用される税率が変わる**季節関税**等がある。

従価税

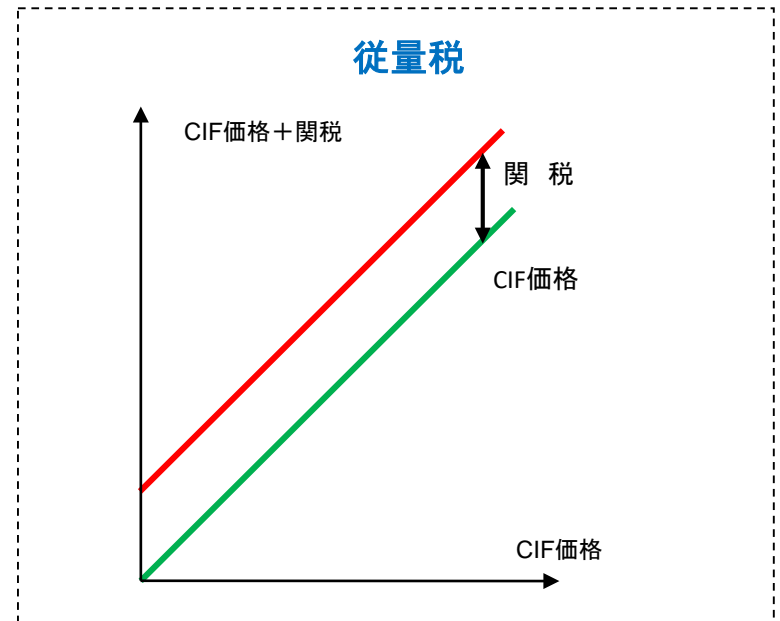


※CIF価格とは、輸入貨物の価格に輸入港までの運賃、保険料を加えた価格である。

従価税

○輸入品の価格に応じて課される税
(例 牛肉:38.5%)

従量税



※CIF価格とは、輸入貨物の価格に輸入港までの運賃、保険料を加えた価格である。

従量税

○輸入品の個数、重量、容積などに応じて課される税
(例 コメ:341円/kg)

その他の形態: **複合税**(例 バター:29.8%+985円/kg)、**選択税**(例 とうもろこし:50%または12円/kgのうちいずれか高い方)、**季節関税**(例 オレンジ:6/1~11/30...16%、12/1~5/31...32%)

主要農林水産物の関税率について

品目	実行税率
大豆、コーヒード(生豆)、菜種	無税
米	枠内:無税、枠外:341円/kg(※)
小麦	枠内:無税、枠外:55円/kg(※)
大麦	枠内:無税、枠外:39円/kg(※)
粗糖	71.80円/kg(※※)
精製糖	103.10円/kg(※※)
雑豆(えんどう、小豆、いんげん豆、そら豆等)	枠内:10%、枠外:354円/kg
落花生	枠内:10%、枠外:617円/kg
ばれいしよでん粉等	枠内:無税(※※※)又は25%、枠外:119円/kg
こんにやく芋	枠内:40%、枠外:2,796円/kg
緑茶	17%
とうもろこし(飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。))	無税
とうもろこし(コーンスターチ製造用等)	枠内:無税(※※※※)/3%、 枠外:50%又は12円/kgのうちいずれか高い税率
生鮮野菜(一部品目を除く)【注6】	3%
たまねぎ(生鮮)【注7】	CIF価格 ≤ 67円/kg: 8.5% 67円/kg < CIF価格 ≤ 73.70円/kg: (73.70円 - CIF価格)/kg 73.70円/kg < CIF価格: 無税
冷凍野菜	6%~12%
トマトジュース(無糖)、 トマトケチャップ	21.3%

品目	実行税率
みかん(生鮮)	17%
オレンジ(生鮮)	16%(6/1-11/30)、32%(12/1-翌年5/31)
オレンジジュース	「21.3%」~「29.8%又は23円/kgのうち いずれか高い税率」
りんご(生鮮)	17%
りんごジュース	「19.1%」~「34%又は23円/kgのうち いずれか高い税率」
バター	枠内:35%、枠外:29.8%+985円/kg(※)
脱脂粉乳	枠内:25%、枠外:21.3%+396円/kg(※)
ナチュラルチーズ (プロセスチーズ原料用)	枠内:無税、枠外:29.8%
牛肉	38.5%
豚肉(部分肉)	CIF価格 ≤ 64.53円/kg: 482円/kg 64.53円/kg < CIF価格 ≤ 524円/kg: (546.53円 - CIF価格)/kg 524円/kg < CIF価格: 4.3%
鶏肉	8.5%、11.9%
鶏卵	8%~21.3%
丸太(桐以外)、木材チップ	無税
製材	無税、4.8%、6%
合板	6%、8.5%、10%
えび(活・生鮮・冷蔵・冷凍)	1%
かつお・まぐろ類、さけ・ます (生鮮・冷蔵・冷凍)	3.5%
ぶり、いわし、あじ、さば、たら、 帆立貝(生・冷・凍)【注10】	10%

注1. 表中の品目は、輸入額1千億円以上の農林水産物に加え、原則として「関税率10%以上、かつ国内産出額1百億円以上」の農水産物を選定。

注2. 「※」を記載した枠外税率は、関税と政府又はその代行機関が別途徴収する納付金又は売買差額の合計。

(なお、当該品目の枠内輸入(国家貿易)については、政府又はその代行機関が一定額までの輸入差益を徴収することが可能。)

注3. 「※※」を記載した税率は、関税と政府代行機関が別途徴収する調整金との合計の上限。

注4. 「※※※」を記載した税率で枠内輸入を行う場合、政府代行機関が一定額までの調整金を徴収することが可能。

注5. 「※※※※」を記載した税率で枠内輸入を行うものうちコーンスターチ製造用のものについては、政府代行機関が一定額までの調整金を徴収することが可能。

注6. 生鮮野菜の多くは関税率が3%である(例: トマト、ねぎ、きゅうり、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、なす、レタス、にんじん等)。

注7. たまねぎ(生鮮)の税率は、実行関税率表上のものであり、実際には、CIF価格が67.93円/kg以下のものに8.5%の関税が、67.93円/kg超73.70円/kg以下のものに(73.70円 - CIF価格)/kgの関税がそれぞれ課される。

注8. CIF価格とは、輸入貨物の価格に輸入港までの運賃、保険料を加えた価格である。

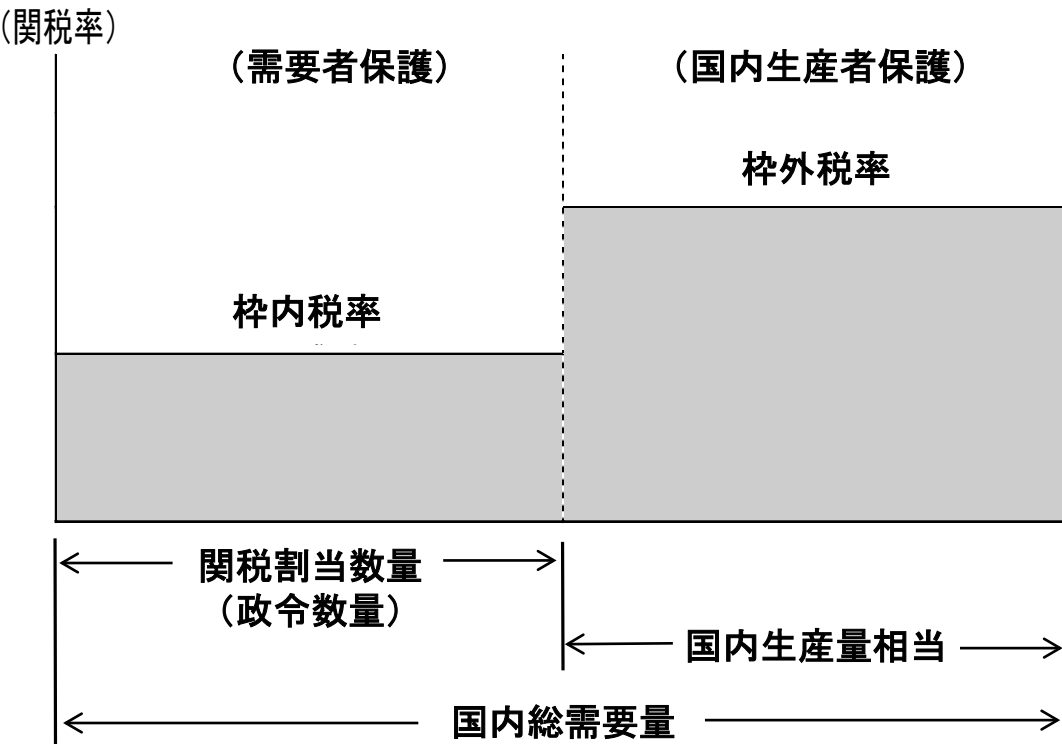
注9. 原則として、同一品目の中で複数の税表細分がある場合は代表的なラインの関税率を記載。

注10. 冷凍さば(スコムベル・スコムアルス、スコムベル・アウストラシウス、スコムベル・ヤホニクス)の関税率は7%、冷凍たららの関税率は6%である。

関税割当制度について

関税割当制度とは、一定の輸入数量(関税割当数量)に限り、無税又は低税率(枠内税率)を適用し、この数量を超える輸入分については、高税率(枠外税率)を適用する仕組み。

※上記以外に経済連携協定を締結した相手国からの輸入を対象とした関税割当制度がある。



対象品目

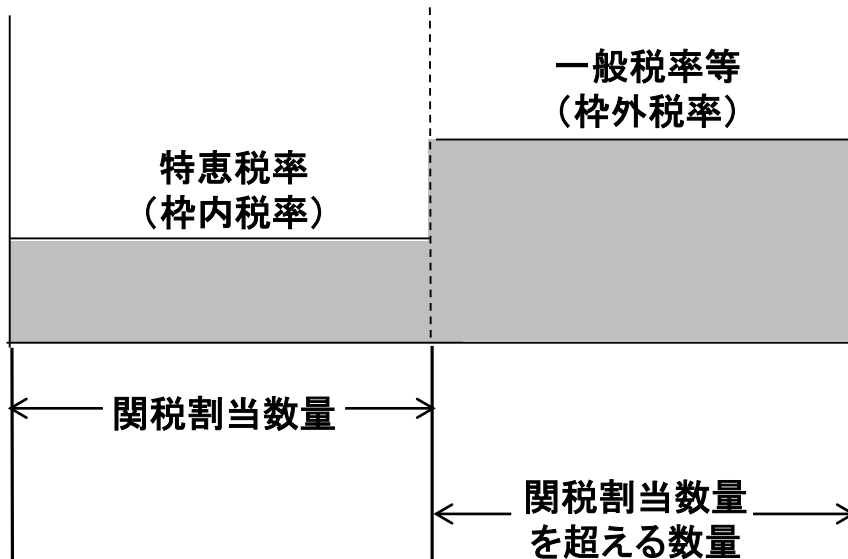
脱脂粉乳、無糖れん乳、ホエイ等、
バター及びバターオイル、
ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用)、
その他の乳製品、雑豆、
とうもろこし(コーンスターチ用等)、麦芽、
でん粉・イヌリン及びでん粉調製品、落花生、
こんにやく芋、無糖ココア調製品(チョコレート製造用)、
トマトピューレ・ペースト(トマトケチャップ等製造用)、
パイナップル缶詰、調製食用脂、繭及び生糸

※このほかに、経産省所管の関税割当品目として
2品目がある。
※品目については関税暫定措置法別表第一に規定

経済連携協定に基づく関税割当制度 (1)

経済連携協定に基づく関税割当制度とは、締約相手国に対して一定の輸入数量(関税割当数量)に限り、一般税率よりも低い特惠税率(枠内税率)を適用する一方、この一定の輸入数量を超える輸入分については、原則として、一般税率(枠外税率)を適用する仕組み。

(関税率)



対象国・地域ごとの対象品目 (11カ国、2地域)

- ・メキシコ(13品目14枠)
牛肉及び牛肉調製品、豚肉及び豚肉調製品、鶏肉及び鶏肉調製品、天然はちみつ、生鮮オレンジ、アガベシロップ、トマトピューレー・ペースト(トマトケチャップ・トマトソース製造用)、オレンジジュース(濃縮・非濃縮)、無糖トマトジュース、トマトケチャップ、その他のトマトソース、ソルビトール、デキストリン
※このほかに、経済産業省所管の品目がある。
- ・マレーシア(1品目(枠))
生鮮バナナ
- ・チリ(5品目(枠))
冷凍牛肉、牛の冷凍くず肉、豚肉及び豚肉調製品、鶏肉、トマトピューレー・ペースト(トマトケチャップ・トマトソース製造用)
- ・タイ(5品目(枠))
生鮮バナナ、生鮮パイナップル(900g未満)、豚肉調製品、甘しや糖みつ、エステル化でん粉その他のでん粉誘導体

経済連携協定に基づく関税割当制度 (2)

対象国・地域ごとの対象品目 (11カ国、2地域)つづき

- ・インドネシア(3品目(枠))
生鮮バナナ、生鮮パイナップル(900g未満)、ソルビトール
- ・フィリピン(7品目(枠))
鶏肉、生鮮パイナップル(900g未満)、ソーセージ、豚肉調製品、マスコバド糖、甘じゃ糖みつ、アイスクリーム
- ・スイス(6品目(枠))
特産ナチュラルチーズ、その他の砂糖菓子、無糖ココア調製品、チョコレート菓子、チーズフォンデュ、乾燥牛肉
- ・ベトナム(1品目(枠))
天然はちみつ
- ・ペルー(5品目(6枠))
とうもろこし(菓子用・飲料用)、豚肉、鶏肉及び鶏肉調製品、トマトケチャップ、その他のトマトソース
- ・オーストラリア(18品目19枠)
馬(純粋種の繁殖用のもの)、牛のくず肉、牛肉調製品、豚肉、冷凍の豚臓器及び豚肉調製品、鶏肉及び鶏肉調製品、ソーセージ、天然はちみつ、りんごジュース、オレンジジュース、フロースンヨーグルト、ナチュラルチーズ(プロセスチーズ原料用・シュレッドチーズ原料用)、おろしチーズ及び粉チーズ、プロセスチーズ、アイスクリーム、麦芽、その他の砂糖菓子、無糖ココア調製品、エステル化でん粉その他のでん粉誘導體
- ・モンゴル(5品目(枠))
カトドリンク、その他のチーズ、天然はちみつ、牛肉調製品、ラブシャヌードル

・環太平洋地域(35品目38枠)

主として小麦で作られた調製食料品、うどん そうめん及びそば、シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ、バター、脱脂粉乳、粉乳及びバターミルクパウダー、粉乳(チョコレート原料用)、無糖ココア調製品、無糖ココア調製品(チョコレート原料用)、低脂肪調製食用脂、無糖れん乳、加糖れん乳、ココアを含有するチューインガムその他の砂糖菓子、ココア調製品(砂糖を加えたもので2kg以下のものに限る。)、コーヒー 茶の混合物 調製食料品及び練り生地、えんどう及び豆の調製品、その他の砂糖菓子、チョコレート菓子、調製食料品、検糖計の読みで98.5度未満の甘じゃ糖、ココア粉、ココア調製品(砂糖を加えたもので2kgを超えるものに限る。)、調製食料品、しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超える調製食料品、調製食料品(砂糖が最大の成分のものに限る。)、砂糖及び酪農品を含有する調製食料品、砂糖、でん粉等、混合物及び練り生地並びにケーキミックス、麦芽(オーストラリア産のいってないもので、泥炭でくん蒸したもの以外のもの、カナダ産のいってないもので、泥炭でくん蒸したもの以外のもの、オーストラリア産のいってないもの、カナダ産のいってないもの)、オーストラリア産プロセスチーズ、ニュージーランド産プロセスチーズ、オーストラリア産ホエイ(無機質を濃縮したもの)、ニュージーランド産ホエイ、チリ産イヌリン(チリが国内法上の手続を完了した旨の通報をまだ行っていないため、未実施)

・欧州連合(19品目(枠))(本年2月1日に発効)

混合物及び練り生地並びにケーキミックス、主として小麦で作られた調製食料品、うどん そうめん及びそば、麦芽、コーヒー 茶の混合物 調製食料品及び練り生地、調製食料品、ぶどう糖及び果糖、調製食料品、調製食料品(しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。)及びココア粉、砂糖、でん粉等、低脂肪調製食用脂、無糖ココア調製品、無糖ココア調製品(チョコレート原料用)、無糖れん乳、ホエイ、バター 脱脂粉乳 粉乳 バターミルクパウダー及び加糖れん乳、粉乳(チョコレート原料用)、チーズ

特恵関税制度

特恵関税制度とは、開発途上国を支援するため、途上国から輸入される場合に、他の先進国等から輸入される税率よりも低い税率を適用する制度。

受益国

- 133カ国・5地域
- 【卒業基準】

- 現行: 世銀統計の「高所得国」に3年連続して該当した場合
- 平成31年度～: 世銀統計の「高所得国」に3年連続して該当し、かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国(中国、墨、泰、馬及び伯が平成31年度に卒業予定)

対象品目 (農林水産品)

- 国内生産が少ない等、我が国の農林水産業に与える影響の小さい品目

国別・品目別特恵 適用除外措置

- 製品の国際競争力等を勘案して、途上国間の特恵メリットの均てん化を図るため、国・品目を指定して特恵適用除外を行う措置
- 適用除外の基準は、過去3年間の総輸入額が45億円超、かつ同一物品の総輸入額の50%超であること

LDCのための 特別特恵関税

- 開発途上国の中でも特に開発の遅れているLDC(後発開発途上国)に対して、関税率を無税とする措置
- 対象国は47カ国(国連によって認定された特に開発の遅れた国々)
- 例外品目は、コメ及びコメ調製品、水産物のうちIQ品目、砂糖、でん粉及びでん粉用とうもろこし

関税分類について

日本はHS条約を基に、国内細分として9桁の分類を設定している。

HS条約(※)では6桁の番号により分類されている。協定上各国に必要な応じて6桁を超える細分を認めている。(例:アメリカ8桁、EU10桁)
なお、HS条約は4～5年に1回改訂される(2017年1月に改訂)。

※HS(Harmonized Commodity Description and Coding System)条約(「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」)は各国の貿易統計等の品目分類を統一し、国際貿易の円滑化に資するために作成された国際条約。締約国は、HSに基づき自国の貿易統計等を作成し運用することが義務づけられる。

HS品目表における農林水産物の分類

HS条約上、品目は1類～97類に分類されており、通例1類～24類が農水産物(酒・たばこを含む)、44類が木材及び木材製品、46類がわら・竹等製品、50類が絹及び絹織物とされる。

品目分類の一例

冷凍のいちごで砂糖を加えたもの(0811. 10-100)の場合

類	項	号	関税細分・統計細分
08	0811	0811. 10	0811. 10-100
果物等	冷凍果実及び 冷凍ナツ	ストロベリー	(冷凍のストロベリーで砂糖を加えたもの)

HS分類の品目例について(農林水産品)

部	類	品目例
1	1	動物(生きているものに限る)
	2	肉及び食用のくず肉
	3	魚介類
	4	乳製品、卵、はちみつ等
	5	その他の動物性生産品(毛、内臓等)
2	6	球根、樹木、切り花等
	7	食用の野菜
	8	果物、ナッツ
	9	コーヒー、茶、香辛料
	10	穀物(米、小麦、とうもろこし等)
	11	小麦粉、でん粉、加工穀物等
	12	油糧種子、園芸用の種、海草等
	13	樹脂、植物性のエキス等
	14	その他の植物性生産品(竹、いぐさ等)

部	類	品目例
3	15	油脂
4	16	肉及び魚介類調製品
	17	糖類及び砂糖菓子
	18	ココア及びその調製品
	19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品
	20	野菜、果物、ナッツ等の調製品
	21	各種の調製食料品
	22	飲料、アルコール及び酢
	23	大豆油かす、調製飼料等
9	44	木材及び木材製品
	46	わら、竹、いぐさ等の製品等
11	50	繭及び生糸

関税率表の見方

我が国には国定税率(基本税率、暫定税率、特惠税率)及び協定税率(WTO譲許税率、EPA税率)があるが、基本的には当該輸入先国に適用される税率のうち最も低い税率が適用される。原産地証明書の提出等の要件を満たす場合、EPAの締約相手国の原産品はEPA税率、開発途上国の原産品は特惠税率、後発開発途上国の原産品は特別特惠税率が適用となる。(下図参照)

参考例

			基本 (注)	暫定 (注)	WTO協定	特惠 (注)	特別特惠 (注)	EPA (メキシコの場合)
0304 すけそうだらの例								
0304.94	010	すり身	10%	4.2%	6%			

09.01 コーヒー豆の例								
0901.21	000	カフェインを除いてないもの	20%		12%	10%	無税	無税

(注)水色に着色した税率(基本、暫定、特惠、特別特惠)は国定税率である。

輸入先国別の適用税率

【先進国(EPA締約相手国を除く)】国定税率(基本税率と暫定税率がある場合は暫定税率が優先して適用)及びWTO譲許税率のうち最も低い税率。

すけそうだらのすり身4.2%、コーヒー豆12%

【EPA締約相手国】EPA税率が設定されている品目については当該税率(適用には原産地証明書が必要)、そうでない場合は国定税率、WTO譲許税率のうち最も低い税率。表はメキシコの場合

すけそうだらのすり身4.2%、コーヒー豆無税

【開発途上国(EPA締約相手国を除く)】特惠税率が設定されている場合は当該税率(適用には原産地証明書が必要)、設定されていない場合は国定税率(特別特惠税率を除く)及びWTO譲許税率のうち最も低い税率。

すけそうだらのすり身4.2%、コーヒー豆10%

【後発開発途上国(EPA締約相手国を除く)】特別特惠税率が設定されている場合は当該税率(適用には原産地証明書が必要)、そうでない場合は国定税率、WTO譲許税率のうち最も低い税率。

すけそうだらのすり身4.2%、コーヒー豆無税